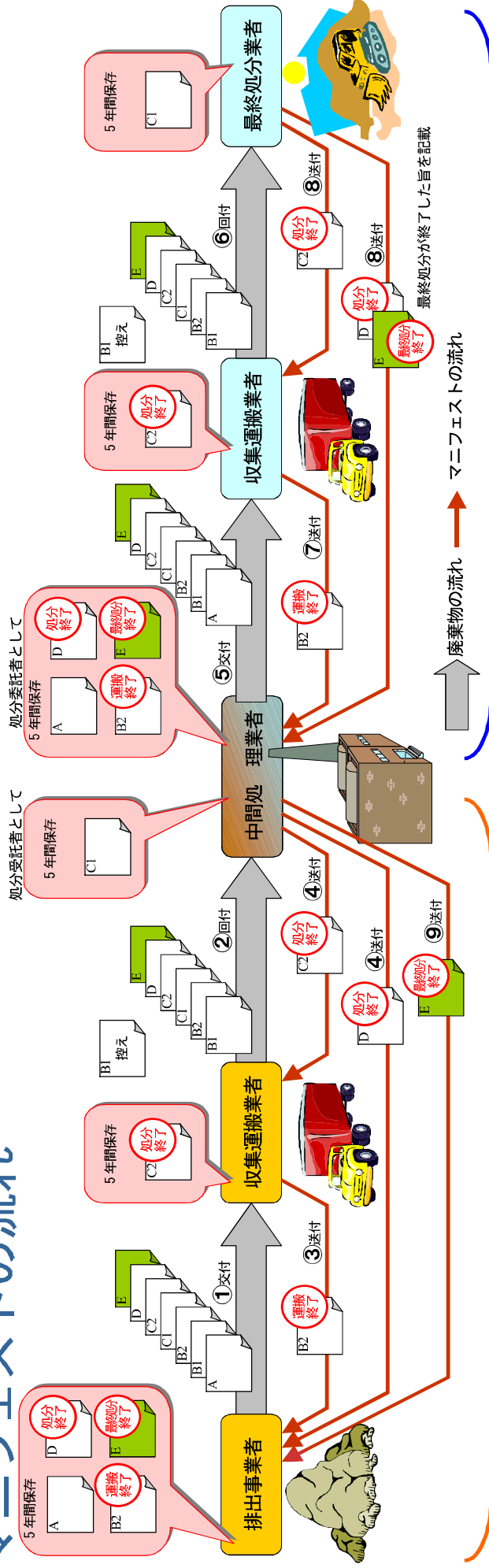


マニフェストの流れ



1次マニフェスト

1次マニフェストの流れ

- ① 廃棄物引き渡し時
排出事業者は、7枚複写の伝票（A, B1, B2, C1, C2, D, E 票）に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に渡す。
収集運搬業者は、廃棄物を受領した際、上記の「収集運搬業者」は「再委託収集運搬業者」とする。委託収集運搬業者の名称等を必要事項を訂正する。
- ② 運搬終了時
収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬終了年月日欄に運搬終了日を記入し、中間処理業者に廃棄物とともに渡す。
- ③ 中間処理業者はB1, B2, C1, C2, D, E 票の処分担当者欄にサイン又は押印し、B1, B2 票を収集運搬業者に返す。
※ 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を記入し、10日以内に帳簿に記載する。
- ④ 運搬終了報告
収集運搬業者は、B1 票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2 票を排出事業者に送付する。
- ⑤ 処分終了後
中間処理業者は、廃棄物の処分を終了した際、C1, C2, D, E 票の処分終了年月日欄に処分終了日を記入し、C1 票を自らの控えとして保管するとともに処分終了後10日以内に、C2 票を収集運搬業者に、D 票を排出事業者それぞれ送付する。
※ 交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を記入し、10日以内に帳簿に記載する。

2次マニフェスト

2次マニフェストの流れ

- ⑤ 廃棄物引き渡し時
中間処理業者が処分委託者（排出事業者の立場）として、マニフェストを交付する（運用までは左記の①に同じ。ただし中間処理産業廃棄物欄には処分委託者の氏名または名称及び管理票交付番号を記入する。）
※ 廃棄物を引き渡すまでに交付したマニフェスト（2次マニフェスト）ごとの交付年月日、交付番号、及び2次マニフェストごとの1次マニフェストの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号を帳簿に記載する。
- ⑥ 運搬終了時
収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬終了年月日欄に運搬終了日を記入し、最終処分業者に廃棄物とともに渡す。
最終処分業者はB1, B2, C1, C2, D, E 票の処分担当者欄にサイン又は押印し、B1, B2 票を収集運搬業者に返す。
※ 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を記入し、10日以内に帳簿に記載する。
- ⑦ 運搬終了報告
収集運搬業者は、B1 票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2 票を中間処理業者に送付する。
- ⑧ 処分終了後
最終処分業者は、最終処分終了後C1, C2, D, E 票に処分終了日欄と最終処分終了日欄に処分終了年月日及び最終処分を行った場所欄に必要事項を記入し、C1 票を自らの控えとして保管するとともに最終処分終了後10日以内に、C2 票を収集運搬業者に、D 票とE 票を中間処理業者にそれぞれ送付する。
※ 交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を記入し、10日以内に帳簿に記載する。
- ⑨ 最終処分終了確認
中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告（E 票）を受けたとき、最終処分が適正に終了したことを確認のうえ、1次マニフェストのE 票に最終処分を行った場所の所在地／名称、最終処分の終了日を記入する。また、2次マニフェストのE 票受領から10日以内に、1次マニフェストのE 票を排出事業者に送付する。
* 最終処分の委託の際交付したマニフェスト（2次マニフェスト）のE 票の送付を受けたとき

建設系廃棄物マニフェスト使用方法

- A票：排出事業者の控え
- B1票：収集運搬業者が一社の場合
収集運搬業者の控え
- 収集運搬業者が二社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者(1)より収集運搬業者(2)へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのもの
- B2票：収集運搬業者が一社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者より中間処理・最終処分業者へ運搬されたことを確認するためのもの
- 収集運搬業者が二社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者(2)より中間処理・最終処分業者へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのもの
- C1票：中間処理、最終処分業者の控え
- C2票：収集運搬業者が自分の運搬した廃棄物の処分を確認するためのもの
- D票：排出事業者が委託先の処分終了を確認するためのもの
- E票：排出事業者が全ての最終処分(再生を含む)が終了したことを確認するためのもの

収集運搬業者(1)(2)は必要に応じて写しを保存する
(収集運搬業者(1)はB1票の写し、収集運搬業者(2)はB2票の写し)

マニフェスト記載例

収集運搬業者が二社の場合 一次マニフェスト

排出事業者が必要に応じ、伝票管理のために任意の番号を記入

処分先の自治体が県外廃棄物の事前協議等を指導している場合に記入

伝票交付担当者の所属、氏名

排出事業者が伝票を交付した日 産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A) 整理番号 大阪市15-3-1-001

交付年月日 平成15年3月1日 交付番号 03174158956 交付担当者所属 作業所長 氏名 産廃太郎 事前協議番号/年月日等 産第11-2222号/平成15年1月30日

排出事業者 住所 〒555-4444 大阪市中央区〇〇1-1-1 事業場(作業所) 所在地 〒555-5555 大阪市西淀川区〇〇2-2-2
氏名又は名称(株)〇〇建設 名称 △△工業大阪工場新築工事業業所
電話番号 06-1111-〇〇〇〇 電話番号 06-2222-〇〇〇〇

照合・確認日 検印又はサイン(B1票) 検印又はサイン(B2票) 検印又はサイン(D票) 検印又はサイン(E票)
B1、B2、D、E票が返送されてきたとき、それぞれA票と照合・確認したうえで、日付を記入し、確認者の検印又はサインをする。

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , l)	数量	単位	数量	単位	数量
安定型品目		安定型品目			
01コンクリートがら		07混合(安定型のみ)	6		
02アスコンがら					
03その他がれき類					
04ガラス・陶磁器くず		14繊維くず			
05プラスチック類		15廃石膏ボード			
06金属くず		16混合(管理型含む)			
				総重量又は総容量	6

形状 ①固形状 ②泥状 ③液状 ④袋
荷姿 1バラ 2コンテナ 3ドラム缶 4袋
該当するものに○印を付ける

中間処理 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 産業廃棄物 1帳簿記載のとおり 2等欄記載のとおり 中間処理業者が排出事業者として交付する場合にのみ記載する(二次マニフェストの場合に使用)

最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称 ①委託契約書記載のとおり ②等欄記載のとおり 予定されている廃棄物の最終処分先を記載。(排出事業者が記載)

運搬受託者(収集運搬業者)(1) 住所 〒555-6666 大阪府堺市〇〇〇-2-3 氏名又は名称(株)〇〇環境運輸 電話番号 072-233-〇〇〇〇 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1.有 2.無 〇〇11-い-△△△△ 10トンドンプ

運搬受託者(収集運搬業者)(2) 住所 〒555-6666 大阪府堺市〇〇〇-2-3 氏名又は名称(株)〇〇開発 電話番号 0742-33-〇〇〇〇 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1.有 2.無 〇〇11-さ-〇〇〇〇 10トンドンプ

運搬先の事業所(処分業者の処分施設) 所在地 〒444-8888 滋賀県大津市〇〇6-6-6 名称 (株)〇〇環境開発 〇〇事業所 電話番号 077-222-〇〇〇〇 処分 中間処理 1.脱水 2.焼却 3.破碎 方法 最終処分 1.安定型 2.管理型 3.連断型

処分受託者(処分業者) 住所 〒444-9999 滋賀県大津市〇〇6-6-6 氏名又は名称(株)〇〇環境開発 電話番号 077-233-〇〇〇〇 積替え又は保管 所在地 〒222-5555 奈良県奈良市〇〇5-5-5 電話番号 072-77-〇〇〇〇 有価物捨集 1.有 2.無 実績数量

運搬担当者(1) 氏名(サイン又は受領印) 運搬担当者(2) 氏名(サイン又は受領印) 処分担当者(受領) 氏名(サイン又は受領印) 処分担当者(処分) 氏名(サイン又は受領印) 最終処分終了日(埋立処分、再生等) 年 月 日 確認者(サイン又は受領印)

運搬担当者が受領確認 運搬担当者が廃棄物の受領時に署名します 有価物捨集が行われる場合には「有」に○印を付け、実績数量は収集運搬業者(1)又は(2)(積替え・保管を行った者)が記入する

最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所(予定) 所在地/名称 委託契約書記載の最終処分場所については、委託契約書の処分先Noを記入

該当する処分方法に○印を付ける。該当する項目が無い場合は空欄に記入

発行元:建設九団体副産物対策協議会 取扱元:建設マニフェスト販売センター 部分は記入不要の項目です